（仮称）「かながわ地域クラブ活動」推進プロジェクト協力団体募集要項（案）

（目的）

第１条　この要項は、公立中学校における部活動の地域展開を推進し、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる環境を整備するため、市町村、学校、地域クラブ等の課題解決に向けた相談支援等を行う本プロジェクトに協力可能な企業、大学、スポーツ文化団体等の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において「協力団体」とは、市町村、学校、地域クラブ等からの部活動の地域展開等に関する相談内容に応じ、人材、場所、物品、サービス、ノウハウ、ネットワークその他の自社等資源を活用した協力を行うことができる団体をいう。

２　この要項において「相談者」とは、部活動の地域展開に係る課題を有し、県又は県が委託する事業者（以下「委託事業者」という。）に相談を行う市町村、学校、地域クラブ等をいう。

（活動内容）

第３条　本プロジェクトの活動内容は、次のとおりとする。

(1) 相談者に対する課題整理、助言、類似事例の情報提供その他の相談支援

(2) 相談内容に応じた協力団体の紹介、連絡調整その他のマッチング支援

(3) 協力団体の取組内容、協力可能な内容その他本プロジェクトに関する情報発信

(4) その他本プロジェクトの目的を達するために必要な活動

２　協力団体は、相談内容に応じて、県又は委託事業者からの連絡を受け、協力の可否、協力可能な内容、時期、地域、費用負担その他必要な事項について、県又は委託事業者と調整するものとする。

（参加要件）

第４条　協力団体として参加できる者は、次のすべての要件を満たす団体とする。

(1) 県内に本店、支店、事業所を有する団体又は県内に本店・支店・事業所はないが、本プロジェクトに継続して協力できる活動内容を有する団体であること。なお、参加申込時点で活動未実施の場合にも、具体的な活動内容を示すことができる場合は参加申込可能とする。

(2) 部活動の地域展開の趣旨に賛同し、市町村・学校・地域クラブ等からの相談に対する具体的な協力内容を示すことができること。

(3) 公序良俗に反する団体でないこと（次の要件を満たすこと）

ア　県税等に未納がないこと
イ　暴力団、暴力団経営支配法人等でないこと
ウ　過去３年以内に重大な法令違反がないこと

２　次に掲げる者は、協力団体として登録することができない。

(1) 個人

(2) 市町村

(3) その他本プロジェクトにおける役割又は利益相反の観点から、県が協力団体として適当でないと認める者

３　協力団体は、この要項に定めるもののほか、登録に係る会費その他の負担を負わない。ただし、個別の連携に要する費用負担その他の条件は、相談内容に応じて個別に調整するものとする。

４　協力団体は、本プロジェクトを通じて得た相談者、他の協力団体その他関係者に係る情報を、当該者の同意なく第三者に漏えいし、又は本プロジェクトの目的外に利用してはならない。なお、退会後又は登録抹消後も同様とする。

（参加申込）

第５条　協力団体への参加申込方法等は、次のとおりとする。

(1) 参加を希望する団体は、（仮称）「かながわ地域クラブ活動」推進プロジェクト協力団体参加申込書（第１号様式）に必要事項を記入し、県へ e-kanagawa 電子申請により送付する。

(2) 県は委託事業者に提出された内容を共有し、県及び委託事業者が内容を確認し、参加に支障がないと認める場合には、当該団体を協力団体として登録し、申込者に通知する。

(3) 県は、登録した団体名、協力可能な内容その他必要な事項について、県ホームページ等で公開することができる。

(4) 登録後、県に提出した内容に変更があった場合は、協力団体は、遅滞なく（仮称）「かながわ地域クラブ活動」推進プロジェクト協力団体変更届（第２号様式）e-kanagawa 電子申請により県に提出しなければならない。

２　県は、参加申込書の内容確認に当たり、必要に応じて申込者に対し、追加資料の提出又は説明を求めることができる。

（申込情報の取扱い）

第６条　県は、業務に必要な範囲で、申請された情報を、委託事業者に提供する。

２　県及び委託事業者は、前項の情報を本プロジェクトの目的の範囲内で取り扱うものとする。

（退会）

第７条　協力団体は、（仮称）「かながわ地域クラブ活動」推進プロジェクト協力団

体退会届（第３号様式）を e-kanagawa 電子申請により県に提出することにより、本プロジェクトを退会することができる。

（登録抹消）

第８条　県は、協力団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) この要項に違反又は本プロジェクトの信用を著しく害したとき

(2) 解散又は営業を停止したとき

(3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

(4) 市町村、学校、地域クラブ等に対し、本プロジェクトの趣旨に反する営業、勧誘、販売、採用活動、個人情報収集その他不適切な行為を行ったとき

(5) その他本プロジェクトの運営に当たって重大な支障が生じると県が認めるとき

２　県は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに当該団体に通知するものとする。

（事務局）

第９条　本プロジェクトの事務局は、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課に置く。

（その他）

第10条　この要項に定めるもののほか、本プロジェクトの募集に関し必要な事項は、県が別に定める。

附　則

この要項は、令和８年８月 26 日から施行する。